

令和7年度 渡嘉敷村観光振興事業
団体旅行プロモーション動画制作業務
企画公募型コンペティション 応募要綱

令和7年7月

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

1. 趣旨

渡嘉敷島は沖縄本島（那覇）から定期船で1時間前後の近距離にあるため、インバウンドを含め宿泊を伴わない日帰り観光客が多く訪れる。

渡嘉敷村の基幹産業である観光業の持続的振興を図るため、滞在型観光への誘導と、継続的に入域観光客を確保するため誘客活動を実施する必要がある。

本業務は、島の美しい自然景観に加え地域に伝わる伝統行事など、滞在型観光につながる島ならではの魅力を伝える視覚的に訴求力の高いデジタルコンテンツを制作し、発信する。

2. 委託業務の概要

- (1) 事業名：令和7年度 渡嘉敷村観光振興事業
- (2) 業務事項：団体旅行プロモーション動画制作業務
- (3) 契約期間：契約締結から令和7年11月28日（金）まで
- (4) 業務概要：別添『令和7年度渡嘉敷村観光振興事業「団体旅行プロモーション動画制作業務」企画公募型コンペティション仕様書（以下「仕様書」という。）』参照
- (5) 委託費：委託費の上限は1,650,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

3. 連絡先

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

事務局 担当：田中、座間味

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷3 4 6

TEL：098-987-2332 FAX：098-987-2342 E-mail：kerama@tokashiki.info

4. 応募資格

(1) 企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

- ① 地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ② 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）。

③ 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

④ 渡嘉敷村内に本社または支社、営業所等を有すること。

⑤ 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

⑥ 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定しており、かつ当該幹事企業が④の条件を満たしていること。

⑦ 沖縄県及び渡嘉敷村より指名停止措置を受けていないこと。

(2) 応募にあたっては、以下に留意すること。

- ① 1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。
- ②一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

5. 手続き及びスケジュール

(1) 応募に係る資料の配布及び場所

配布期間：公募開始から令和7年7月30日(水) 12:00まで

配布場所：一般社団法人渡嘉敷村観光協会事務局にて配布

(2) 企画参加申込及び適格性確認書の提出

申込期間：公募開始から令和7年7月18日(金) 12:00まで

申込方法：所定の様式(様式3)(様式4)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申込先：「3.連絡先」参照

※「適格性確認書(様式4)」については、コンソーシアム等複数の企業により構成される場合、構成企業全ての原本を提出すること。

※申し込み後に辞退する場合は、参加辞退書(様式7)を提出すること

(3) 応募説明会

申込期限：令和7年7月16日(水) 12:00まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、E-mailにて提出

申込先：「3.連絡先」参照

説明会日時：令和7年7月17日(木) 14:30～15:00

説明会方法：観光協会事務局会議室にて

(4) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：令和7年7月30日(水) 12:00まで

質問は所定の様式(様式2)に記載の上E-mailでの受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

質問回答：質問受付終了後、ホームページにて掲示

(5) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める書類を郵送又は持参

提出先：「3.連絡先」参照

提出期限：令和7年8月5日(火) 12:00まで

※上記全ての提出書類については、時間厳守とし期限を過ぎた物に関しては受け取らない。郵送の場合は必着とする)

(6) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日本協会より疑義照会を行うことがある。

(7) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(8) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、本協会が作成する仕様書及び当該事業者が提出した企画提案

書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。ただし、本協会と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、本協会の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

- ① 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数や各社の提案内容によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。
- ② 最終審査はプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過者に対して通知し、一般公開しない。なお、1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。

下記日程については予定とし、調整の過程で変更になる可能性がある。

【最終審査会】令和7年8月中旬

(2) 審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、企画提案における独自の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。

- ① 企画提案の根拠・意図は明確であり、市場動向やニーズを理解した提案となっているか。
- ② 企画提案に創意工夫がされており、より誘客促進が図れる内容であるか。
- ③ 本事業で制作する動画を通し、視聴者への滞在日数の延伸及び来沖した際の消費単価の向上に繋がる内容や構成が提案されているか。
- ④ 企画提案の根拠及び企画の実現性がある内容となっているか。
- ⑤ 実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか。
- ⑥ 見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

(3) 審査結果の通知

最終審査結果は、最終審査終了後一週間を目途に通知する。

但し、最終審査及び手続き等の状況により、通知日が遅れることがある。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されクリップ止めしたものを各5部提出すること。

(1) 会社概要（様式5）

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。なお、会社概要資料（パンフレット）等の添付は1部のみでよい。

(2) 類似案件の実績表（様式5）

構成企業別に過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

(3) 企画提案書・提案概要書

- ① 仕様書に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容をA4版1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。
- ② 提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をイメージしやすい絵コンテ等を用いてわかりやすく提示すること。
- ③ それぞれサイズはA4横置き・長辺綴じ・両面印刷で縦開きとし、明瞭簡潔に示すこと。（下図参照）
- ④ 提案書は両面印刷で20ページ以内に納めること。（表紙、目次、見積りを含まない）
- ⑤ 提出する全ての書類は2穴パンチをあけ、カバーはつけないこと。
- ⑥ 企画提案書、提案概要書及び見積りは、所定のメールアドレスへPDFでの提出も行うこと。

※綴じ方例



(4) 予算見積書

- ① 委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について、所要経費を見積もること。
- ② 金額の単位は円。
- ③ 合計金額には消費税を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。
- ④ 企画費、人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。
- ⑤ 一般管理費は（直接人件費＋直接経費）×100分の10以内とし、1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。

(5) 評点概要書（様式6）

企画提案に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載し、「3. 連絡先」のメールアドレスあてにデータ（Excel）及び書面で提出する。

提出期限：令和7年7月30日（水）12:00まで

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

以上